

サポートボート規程 (STR)

1. 規則

- 1.1 このサポートチーム規程（以下「STR」という。）は、支援者が大会の会場内（陸上及び水上）にいる間常時適用される。
- 1.2 STRは、ToyamaBay Junior Regatta 2025 レース公示(以下「NoR」という。)に規定された大会の期日（計測・受付を含む）の間適用される。
- 1.3 STRにおいては、次の定義が適用される。
 - 1.3.1 “支援者（サポートパーソン）”とは、RRS定義にて定められた人物をいう。
 - 1.3.2 “サポートチーム”とは、各競技者に関連している支援者の集団をいう。
 - 1.3.3 “支援者艇（サポートボート）”とは、サポートチームの管理又は監督下にある船舶をいう。
- 1.4 主催団体は、いつでも支援者艇がSTRに従っているかを確認するために検査を行うことがある。支援者艇の責任者は検査に協力しなければならない。
- 1.5 主催団体は、いつでもSTRを変更することがある。変更は公式掲示板に掲示される。
- 1.6 主催団体は、その裁量で、適切でないと考える支援者艇の登録を取り消すことがある。
- 1.7 全ての支援者艇は、6月14日8:30から10:45までに受付登録し、識別旗（緑色旗）を受けとらなければならない。
 - 1.7.1 各支援者艇はインシデント毎に少なくとも1億円（または同等の）を補償する有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。
 - 1.7.2 支援者艇のドライバーは登録されたサポートチームのメンバーでなければならない。
- 1.8 支援者艇は、水上では常時、主催団体から渡された識別旗を水面より1.0m以上の高さで支援者艇に掲揚しなければならない。

2. 搬入および停泊

- 2.1 支援者艇は、艇を水面に浮かべる際は指定された斜路／区域を使用すること。必要に応じて富山県新湊マリーナに設置されているクレーンを用いてもよい。艇を浮かべたら、トレーラーは直ちにトレーラー置場または主催団体に指示された場所に移動すること。
- 2.2 登録された支援者艇のみが大会会場に入ることを許される。
- 2.3 使用している場合を除き、支援者艇は会場で割り当てられたエリアに適切に係留するものとする。

3. 安全

- 3.1 支援者艇は、法定備品に加えて以下を艇に積み込んでいなければならない。
 - 3.1.1 主催団体から貸与された識別旗
 - 3.1.2 曳船用ロープ（長さ10m以上で直径10mm以上、2本）
- 3.2 エンジンを使用しギアが入っている時は、常時キルコードをしっかりとドライバーに取り付けていなければならない。
- 3.3 乗員はレスキュー活動ができる体制でなければならない、また艇の定められた最大搭載人員制限の1/2を超えてはならない。
- 3.4 支援者艇の登録されたドライバーを含む支援者は、レースオフィシャルズの権限にて与えられた指示に従わなければならない。これには要請された場合の救助作業を含む。

4. 支援者艇の待機エリア及び制限エリア

- 4.1 支援者艇の待機エリアを別添図1に示し、制限エリアを別添図2に示す。
- 4.2 支援者艇は最初にスタートする準備信号から一連のレースの最後にスタートするスタート信号までの間、待機エリアのコース・サイドではない側にいなければならない。
- 4.3 支援者艇は最初にスタートする準備信号からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで制限エリアに侵入してはならない。ただし、危険な状態にある艇または乗員の救助を行う場合やレース委員会またはプロテスト委員会の要請があった場合を除く。
- 4.4 引き続きレースが行われる場合には、支援者艇は引き続きSTR4.2に従わなければならない。

4.5 シグナルボート及び運営船にV旗が掲揚された場合、支援者艇は救助のために制限エリアに入ることができない。

5. 特別安全規程

5.1 レース委員会は、競技者の安全確保のため支援者艇に救助協力を要請する場合、V旗を掲揚する。その場合、支援者艇は、競技者の救助に協力しなければならない。これはR R S 37を変更している。

5.2 V旗掲揚の有無に関わらず、支援者艇は危険な状態にある艇または乗員を救助しなければならない。

6. 支援者艇の電子機器

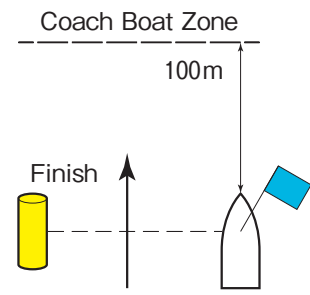
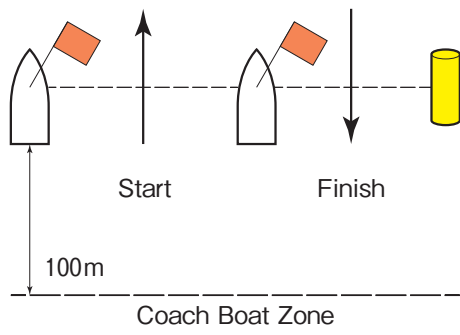
6.1 支援者艇及びサポートチームメンバーは、下記の電子機器以外は持ち込み使用してはならない。

国際V H F無線機、携帯電話、ビデオカメラ、写真機、風速計、風速計器、電子位置システム (GPS)

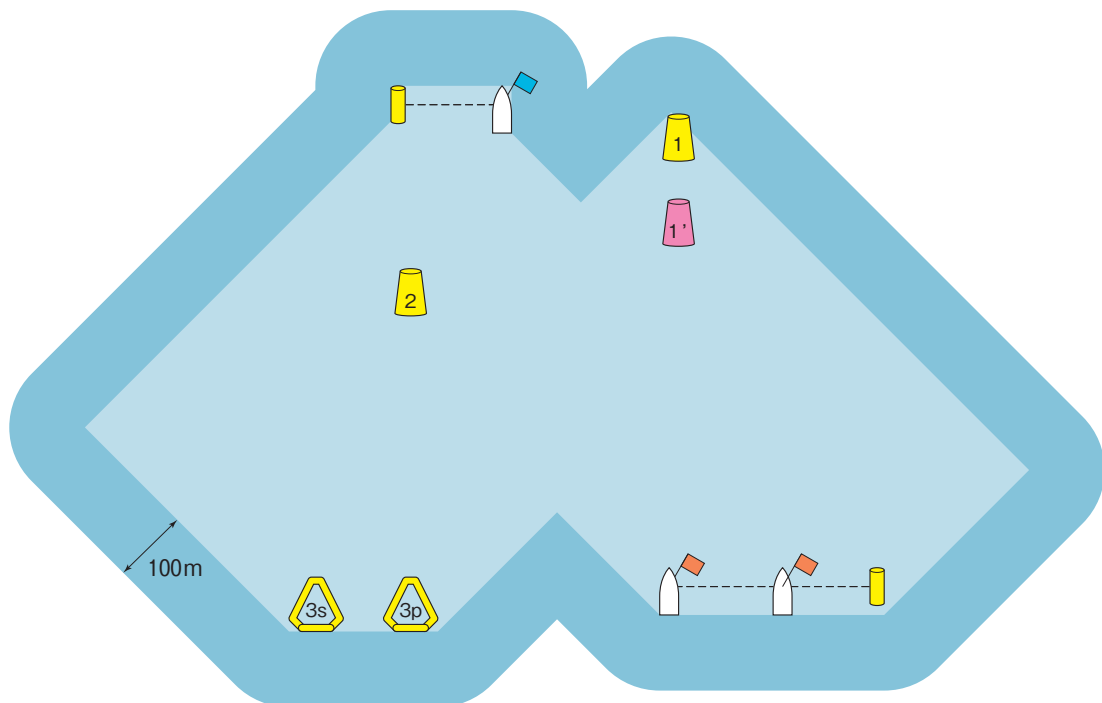
6.2 主催団体より電子位置システムが提供された場合、主催団体の指示に従い水上にいる間常時搭載すること。

7. 支援者艇の責務

7.1 支援者艇及び支援者艇のメンバーは、N o R及びS Iに規定された事項のほか、S T R 1.7の登録と同時にS T Rが適用されることに同意したものとする。



別添図1 コーチボート待機場所



別添図2 コーチボート航行制限エリア